

#### 4 第 66 条の 9 の 2 ～ 第 66 条の 9 の 5 《特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例》関係

##### 【改正】（特殊関係株主等である内国法人の特定外国法人に係る所得の課税の特例）

66 の 9 の 2-1 特定外国法人に係る措置法第 66 条の 9 の 2 から第 66 条の 9 の 5 までの規定の適用については、特定外国子会社等に係る 66 の 6-1 から 66 の 6-21 までの取扱い（66 の 6-12、66 の 6-13、66 の 6-16 の 2、66 の 6-16 の 3、66 の 6-17 の 2 から 66 の 6-17 の 4 まで、66 の 6-19 の 3 及び 66 の 6-19 の 4 の取扱いを除く。）に準じて取り扱う。

##### 【解説】

- 1 平成19年度の税制改正により、内国法人の株主（特殊関係株主等）が、組織再編成等により、軽課税国に所在する実体のない外国法人（特定外国法人）を通じてその内国法人（特殊関係内国法人）の発行済株式等の80%以上を間接保有することとなった場合には、その特定外国法人が留保した所得を、その持分割合に応じて、その特定外国法人の特殊関係株主等である内国法人の所得に合算して課税するいわゆるコーポレート・インバージョン対策合算税制が創設された（措法66の9の2～66の9の5）。

改正前の本通達において、このコーポレート・インバージョン対策合算税制を適用する場合における課税対象留保金額の計算等については、いわゆる外国子会社合算税制に係る取扱いに準じて取り扱うこととしているところである。

- 2 平成22年度の税制改正により、外国子会社合算税制については、被統括会社の株式保有を主たる事業とする統括会社は事業基準を満たすこととされたが、コーポレート・インバージョン対策合算税制については、これと同様の措置は設けられていない。

そこで、改正後の本通達においては、コーポレート・インバージョン対策合算税制において従来準じて取り扱うこととしていた外国子会社合算税制に係る取扱いから、統括会社についての取扱い（具体的には、措通66の6-16の2、66の6-16の3、66の6-17の2から66の6-17の4まで、66の6-19の3、66の6-19の4）を除くこととした。

- 3 連結納税制度においても、同様の通達改正（連措通 68 の 93 の 2-1）を行っている。